

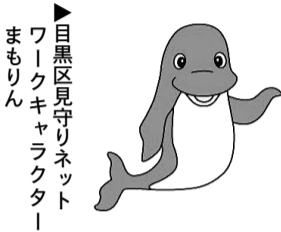
保健・福祉の総合相談窓口

包括支援センターにご相談ください

圏地域ケア推進課地域ケア推進係 (☎5722-9385)

包括支援センターは、住み慣れたまちで誰もが安心して住み続けられるように、介護・福祉・医療などさまざまな面から、区民の皆さんを支援します。保健・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)など専門知識を持った職員が連携して対応します。対象は子どもから高齢者、障害があるかたなど支援を必要とするかたすべてです。

相談内容に応じて専門機関と連携し、適切なサービスや制度へとつなぎます。気軽にご相談ください。



月～金曜日は、19時まで受け付けています。仕事帰りにもご利用ください

◆相談例



仕事をしながら育児と親の介護をし、限界を感じています。何か支援を受けられますか



物忘れが多くなった家族が心配です。年齢によるものかもしれないが、認知症の始まりなのではないか不安です



入院中の家族が病院ではなく、自宅での療養を希望しています。どんな準備をしたらよいかわかりません

◆開設時間

月～金曜日 8:30～19:00、土曜日 8:30～17:00(祝・休日、年末年始を除く)

◆利用方法(予約不要)

電話または窓口(下表)でご相談ください

名称	所在地	電話、FAX
北部包括支援センター	大橋1-5-1 クロスエアタワー9階	☎5428-6891、FAX3496-5215
東部包括支援センター	総合庁舎本館1階	☎5724-8030、FAX3715-1076
中央包括支援センター	中央町2-9-13 食販ビル内	☎5724-8066、FAX5722-9803
南部包括支援センター	碑文谷1-18-14 碑小学校内南西側	☎5724-8033、FAX3719-2031
西部包括支援センター	柿の木坂1-28-10	☎5701-7244、FAX3723-3432

65歳以上のかたの 30年度介護保険料が決まりました

圏介護保険課介護保険資格・保険料係 (☎5722-9845)

6月に30年度の住民税等が確定したことに伴い、30年度の保険料額を記載した介護保険料決定通知書・納入通知書などを7/10から順次発送予定です。

詳細は、通知書に同封する小冊子「やさしい介護保険料」をご覧ください。

納付方法

特別徴収(年金からの引き落とし)と普通徴収(納付書または口座振替での納付)があります。本人宛ての決定通知書・納入通知書などでご確認ください。

◆納付書でお支払いのかたは、納め忘れのない口座振替が便利です。口座振替依頼書を送付しますので、希望されるかたはご連絡ください。

区独自の介護保険料減額制度

30年度介護保険料が2分の1に減額される制度があります。該当するかたは申請してください。詳細は、通知書に同封するお知らせをご覧ください。

要件 介護保険料の所得段階が第1～4段階の生活が困窮しているかた(生活保護受給者などを除く)で、次のすべての要件を満たす65歳以上のかた

- ①実収入月額が生活保護基準額の1.15倍以下の生活困窮世帯
- ②住民税課税者に扶養されていない、または生計を同一にしていない
- ③本人と同一生計世帯員に居住用以外の不動産がない
- ④本人と同一生計世帯員に活用できる資産がない(本人と同一生計世帯員の合計預貯金額が300万円以下)

申請期限 31年3/29

介護保険の利用者負担額を減額します

介護保険には、利用料などの減額制度(下表)があります。該当するかたは申請してください。要件を満たした場合、申請した月の初日から減額されます。

圏介護保険課介護保険給付係 (☎5722-9847)

減額制度	減額割合	対象	要件
介護保険負担限度額認定(特定入所者介護<予防>サービス費)	食費・居住費(滞在費)の自己負担額を減額(金額は認定条件により設定)	<施設でのサービス> 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護	住民税非課税世帯または生活保護受給者のかたで次のすべての要件を満たすかた ①世帯分離をしている配偶者(事実婚も含む)がいる場合、そのかたも住民税非課税者 ②預貯金などの額が、単身の場合は1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下
介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減(低所得者に対する区独自の利用料減額)	居宅サービスの利用者負担額を2分の1に減額	<自宅を中心としたサービス> 訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護(以上は介護予防を含む) 通所介護、訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の「予防給付相当サービス・区独自基準サービス」	住民税非課税世帯のかたで、次のすべての要件を満たすかた(生活保護受給者を除く) ①本人の合計所得金額が0円(合計所得金額は住民税の申告により確定。収入が公的年金のみのかたは申告不要) ②税法上、扶養されている場合、扶養者が住民税非課税(住民票を分けている場合も同じ) ③同じ住所地に本人の兄弟姉妹または直系血族が居住の場合、そのすべてのかたが住民税非課税(住民票を分けている場合も同じ)
社会福祉法人等利用者負担軽減	利用者負担額・食費・居住費を4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)減額 *生活保護受給者は個室の居住費のみ免除	<施設でのサービス> 特別養護老人ホーム *実施していない施設あり	次のすべての要件を満たすかた ①年間収入が単身世帯で150万円以下(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下) ②預貯金などの額が単身世帯で350万円以下(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下) ③日常生活に必要な資産以外に活用する資産がない ④負担能力のある親族などに扶養されていない ⑤介護保険料を滞納していない ⑥介護保険負担限度額認定を受けている